

## 高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保持並びに安全で安心な県民生活を送る権利を守る取組を推進する県の責務を明確にすることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（2）事業者 法人及び事業を行う個人をいう。

（3）県民等 県内に住所を有する者のほか、県内の学校に就学する者、県内の企業等に就労する者、県内を訪れている旅行者等及び県内に滞在する者をいう。

（4）クラスター 感染のリンクが追える集団として確認できた陽性者の一群で、その人数が5人以上であるものをいう。

（5）社会的検査 医療機関、社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症特有の無症状病原体保有者（法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。）をいち早く発見することを目的として、職員及び入院患者等に対し、定期的実施するPCR検査等をいう。

（6）積極的疫学調査 患者の行動歴（いつ、どこで、誰と、接触の状況等をいう。）を調査し、感染源の探索並びに濃厚接触者の特定及び検査を実施し、感染拡大の防止を図ることを目的として行われる調査をいう。

### （県の責務）

第3条 県は、本県の県民の暮らし及び事業活動の維持に配慮しながら、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施するものとする。

2 県は、市町村が行う地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする。

3 県は、事業者及び県民等が、新型コロナウイルス感染症に関する知識を得ることができるとともに、感染及び感染拡大の防止に取り組むことができるよう、その支援に努めなければならない。

(県民等の協力)

第4条 県民等は、新型コロナウイルス感染症の予防に関する正しい知識を持ち、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第5条 県は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を促進するため保健医療体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、宿泊療養施設等の確保及び環境の整備に努めるものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響から、地域における医療提供体制を確保し、及び維持するために、必要な支援に努めるものとする。

4 県は、医療機関、社会福祉施設等の事業者が新型コロナウイルス感染症対策として行う労働環境の整備に必要な支援に努めるものとする。

5 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、予防接種の円滑な実施に向けた支援に努めるものとする。

(感染を防止するための協力要請)

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、国等の知見に基づく新型コロナウイルス感染症の潜伏期間等を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態等について情報の提供を求めることができる。

2 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により情報の提供を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないよう協力を求め、又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に必要な情報の提供を求めることができる。

3 県は、前2項の規定により協力を求める場合には、協力を求められた者の人権及び

プライバシー等に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の新たな発生又はまん延を防止するために必要な最小限度のものとしなければならない。

4 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、営業時間短縮等の措置を事業者に要請することができる。ただし、この要請に当たっては、事業継続及び雇用維持のために必要な財政的支援を行うよう努めなければならない。

#### (社会的検査の推進)

第7条 県は、県内の医療機関、社会福祉施設等において、クラスター又はクラスターを発生させるおそれがある患者の発生を防止するため、社会的検査の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（次項において「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。

2 県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に関して感染者等に対する人権侵害があったときは、当該感染者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うよう努めなければならない。

#### (適切な助言、指導等)

第9条 県は、法第80条又は第81条の規定に該当するおそれがある場合においても、なお適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことを基本とし、県民等の入院及び積極的疫学調査への協力を促進する環境の整備に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。